

校正者の使命

—安里ミゲル「憲法十二条」論

大杉重男

1 権力行為としての校正

校正者の使命とは何か。安里ミゲル^{ミゲル} (一) は、詩「主体百六年冬十二月丁酉校聖親筆作憲法十二条—実例と演習で学ぶ校正入門 一步前 (一)」（以下「憲法十二条」と略記）を注解した「憲法十二条義疏—主体百六年冬十二月丁酉校聖親筆作憲法十二条注疏之大盛」（以下「義疏」と略記）の「五に曰く、ワープロ出現以降の校正はそれ以前とは全然異なる」において、「ワープロ出現以降の校正とそれ以前の校正との決定的なちがい」を、「ワープロ出現以前には、手書きもしくはタイプライターで印字された原稿を校正刷り（ゲラ）と引き比べ、後者を原稿通りの状態、すなわち著者が書いたとおりの状態に直すことが校正の基本的な業務内容であった」が、「ワープロ出現以降は、「データ入力」という電磁的手段により、著者が書いたとおりのものを、「植字」という人的作業を介さずに校正刷りとしてその

まま再現することが可能となった」ために、「植字の誤まり（誤植）を正す」という第一の意味に基づく本来の校正が激減するとともに、それまでは「校閲」として校正プロパーとは原則的に区別されていたはずの、著者が書いた内容そのものを点検する作業がなし崩し的に「校正」とされるにいたった」と説明している。

安里によれば、「校」には①「ある物を互いに交差させて引き比べること」と、②「悪人を抑えつげるために×型に交差させた木」の二つの字義があるが、ワープロ出現以降の「校正」の「校」からは、①の意味が急速に剥落し、②の意味、すなわち「不良物書きの不文・悪文の矯正作業」に変容して行った。これは編集者の怠慢によるところも大きいのであり、「高給取りの編集者が、「編集者」としての職掌すら全うせず、たんなる高給取り、すなわちブルジョワ化する一方で、校正プロレタリアが知力・体力ともに搾取され、窮乏化させられている」状況がそこにある。

現代の校正者とは、高給取りの編集者の怠慢の尻ぬぐいをしながらその分の労働の対価を受けることなく、剰余価値を編集者に奪い取られている存在である。だがその代りに校正者は、「不良物書きの不文・悪文の矯正」を実行し、「悪人を抑えつける」権能あるいは使命を与えられる。この校正者の使命は、安里にとって詩人の使命の比喩であるように見える。

安里は自ら「プロレタリア詩人」を名乗り、武井昭夫の運動に参加し、日本共産党を「わが党」と呼び、北朝鮮を支持し、断固として共産主義者であろうとしてきた。そしてこの安里の詩は、現代日本のブルジョワ知識人の「不文・悪文」を、共産主義の視点から校正することから詩的エネルギーを汲み取っている。この安里の「校正」詩は、井口時男が大西巨人に見た「正名」^(二)に似ているが、安里には大西のようなナルシズムはなく、より即物的で具体的である。

実際「義疏」が注解する詩「憲法十二条」は、安里の自解の言葉（「一に曰く、篤く三歩を敬え」）を用いるなら「校正実務」と「原稿執筆の拒否」の二つの主題を通して「ある意境」を伝えようとしている。「原稿執筆の拒否」とは、この詩を依頼した『子午線』編集部に対する安里の態度表明である。すなわち「憲法十二条」によれば、「良質かつ繊細な物書き」はすべて自殺しており、生きている「物書き」は「高給取りにヘイコラしたりされたりして物書かせてもらっている作文乞食」に過ぎない（「第一条 校正の歴史と物書きの習性」）。『子午線』のような同人雑誌に書く者は、少なくとも「高給取

りにヘイコラしたりされたり」せずに書くことはできるだろうが、そこには別の問題がある。すなわちそれは「貴族趣味」ということである（「第二条 校正と日本語ラップ」）。その「貴族趣味」は「長大な原稿依頼文」に端的に表れている。そもそも原稿依頼の文章は「簡潔に返信用ハガキ一枚に原稿依頼を／引き受ける引き受けないと印字したやつを送」るべきであって、「玉かざるほのかな反時代的精神」の漂う「長大な原稿依頼文」であってはならない。「詩歌や原理解や形態や風のささやきや女の髪の毛の毛のにおい／それら腹の足しにならないものをおまえらは送るな」（「第三条 校正労働とプロレタリア詩」）。

この言葉は、中野重治の「お前は赤ままの花やとんぼの羽根を歌うな／風のささやきや女の髪の毛の匂いを歌うな（中略）もっぱら正直のところを／腹の足しになるところを／胸元に突き上げて来るぎりぎりのところを歌え」（「歌」）といった詩句を踏まえている。ただ中野の言葉が自己のナルシズムに対する抑圧であり、自己否定による自己改造の宣言であったのに対して、安里の言葉は他者のナルシズムに対する批判に終始している。このことは中野が「詩人」であることそのものを捨てていないのに対し（後年中野は狭義の詩は書かなくなるが、小説や随筆・評論を旺盛に書き続けることにおいて文学者ではあり続ける）、安里が「校正労働者」（「校聖」とも呼ばれる）としての自意識を強く持つていて、「物書き」に対してかたくなに階級意識を保持して止まないこととつながっている。

安里によれば、「校正労働」が「製造・運輸業とともに／レッキと

した生産的労働であ」るのに対して、「原稿書き」は「剰余価値にハ
イエナのごとくタカリくさるだけの」「不生産的労働」に過ぎない
（「第四条 校正者の自覚の論理」）。安里は「義疏」の「三に曰く、
職業に貴賤あり」において、このことを解説して、マルクスの『失
樂園』を書いたミルトンは不生産的労働者であった」という言葉を
引用する。「資本主義社会においては、ある天性の持ち主は、同時に
「商品取引者」でもなければ貴くはなく、生産的でもなく、したが
って職業人でもない」のであり、売れない作品を書く「物書き」は
「商品取引無能力者としての」「不生産労働者」として貶められなけ
ればならない。これに対して「校正労働者」は校正労働によつて対
価を得ている限りにおいて、売れない「物書き」よりは優位にある。
「世の書き物は校正という聖職のタネにすぎず／物書きこそは無職
渡世のならず者であり／ならず者に縄を打ち校かを掛けるのが校正
的権力であ」る（「第五条 ならず者を縛るものとしての校正」）。

ここには一つの価値転倒がある。安里が「権力」という言葉を用
いていることは偶然ではない。校正とは一つの権力的行為であり、
よつて校正者は権力執行者である。もちろん「物書き」は校正に従
わなくても良いが、しかし校正にはある権威が付随していて、それ
が「物書き」を抑圧する。正確に言えば校正者は権力と権威の代行
者であり、「物書き」という「無職渡世のならず者」を取り締まる警
察的な存在と言える。

それでは安里がこの詩において代行している権威・権力とは何か。
それは漢字文化の正統性であり、それが支えるところの東アジア的

専制主義の論理である。この詩は、古典的な漢字文化の視点から、
現代の日本人の「物書き」の文章の正統的な漢字文化からの逸脱を
批判すると同時に、現代日本語においても漢字文化がいかに抜き難
いものであるかを指し示す。従つてこの詩（安里はそれを「プレヒ
トの実用詩」になぞらえている）を読むことは、「校正実務」の入門
の手引きになるだけではなく、現代日本における東アジア的専制主
義の様相を具体的に考えるため入門の手引きともなりえる。

2 「固有の文字体系」の盲目と明視

すなわち「憲法十二条」が伝えようとする「意境」を触知するた
めには、まず「意境」という言葉あるいは文字の理解が必要となる。
安里はこの言葉は「日本語の辞書にはなく、中国語の辞書にはある
語」であると指摘している。しかし日本人はこの語を「いきよう」
と読んで、それを「日本語として」読み過ごすことができる。それ
は「ひとえに中国語における無尽蔵の語彙量のおかげなのである」。
ここで安里は、音声言語と文字言語とを区別していない。しかも
それは文字言語を音声言語の透明な媒体と見なすのではなく、むしろ
音声言語を文字言語の透明な媒体として扱っているように見える
ことにおいて特異である。

漢字とはそもそも、朝鮮語におけるハングルが朝鮮語固有の文
字であるように、中国語に固有の文字体系である以上、漢字す

なわち中国文字で表記された文字は、中国語か、日本語を含む中国語以外の語彙の漢語（中国語）表記である（例…可口可楽Ⅱコココーラ）、ということである。「哲学」等の近代以降日本で考案された漢字語も例外ではない。それは、漢語の語彙を増やしたのが日本人だったということにすぎないからである。

安里は、ハンゲルが朝鮮語固有の文字であるように、漢字は中国語固有の文字体系であり中国文字であると言う。しかしある言語に固有の文字とは一体何か。その言語だけに固有の文字というものは存在し得るのだろうか。

たとえば「訓民正音」とは、ユーラシア東方の極に現れた、エクリチュールの奇跡である」と、ハンゲルを讃美して止まない言語学者の野間秀樹は、次のように述べている。

ハンゲルは朝鮮語を書くために生まれたが、別に朝鮮語しか書けないわけではない。ハンゲルで日本語を書くこともできるし、英語を書くこともできる。正確に、あるいは効率的に書き表せるかどうかは別にして、ハンゲルだけでなくひらがなやカタカナだって、英語でもフランス語でも、古典ギリシア語やラテン語、エスペラント、どんな言語でも書こうと思えば、書けるわけである。日本語では外国語の地名を普通カタカナで書き表しているではないか。朝鮮語の世界では、外国の地名は皆ハンゲルで書き表している。^(三)

ハンゲルであれ平仮名・カタカナであれ、文字は原理的にはどのような言語も表記できる。漢字もそうである。従って特定の言語に固有な文字は存在しない。特定の言語しか表記できない文字があるとすれば、それは文字としての機能を失わざるを得ないだろう。もちろんある言語Aよりも別の言語Bを表記しやすい文字はあるかもしれない。しかしその表記しやすさは、相対的なものであって絶対的なものではない。そもそも音声中心主義者たちが非難してきたように、文字そのものが、音声言語を完全には表記できない不完全のものであり、音声言語にとって非固有的なものである。

安里は、ここでソシュール以来の近代西欧的言語学に対して、根底から転倒的な態度を取っている。ソシュールにとって言語とは、死んだ文字ではなく生きた口頭言語であり、そして言語学の研究対象は後者であるべきものだったが、安里にとって言語とは、辞書の中の死んだ文字であって、生きた口頭言語と想像されるものは自分が生きていると錯覚している無頼のゾンビに過ぎず、そしてその無頼を辞書の権威によって取り締まり、規制するのが、安里的な「校正」であり、詩的行為である。

この安里の行為は、単なる認識論的位相にとどまるものではなく、同時に政治的な行為でもある。すなわちそれは聖徳太子まで遡る日本人の「排外的差別主義」への批判行為であり、日本人の言語的ナシヨナリズムを抑圧することである。

これにたいし、言語ナショナリストは不公平の感を抱くかもしれないが、私はあくまで、公平を期するためにいつている。もし日本産の漢字語を「日本語」とするならば、中国産の漢字語はことごとく「中国語」としなければならなくなる。するとどうなるか。数えるほどの「大和ことば」と日本産漢字と「てにをは」以外は、すべて中国語ということになってしまうのである。

日本人は古来、中国語の語彙をそのまま「日本語として」借用することで、みずからの言語世界を構築してきた。いわば、中国語の語彙は、すべて「日本語としても使える」ものとして、中国語の世話になってきたわけである。である以上、近代以降に多少の漢字語を自国で合成したことをもって、それを「日本語の語彙」に囲い込むのは、あまりにこころのせまい、偏狭な態度といわざるを得ない。（「義疏」一に曰く、篤く三步を敬え）

安里は、「漢字表記が中国と日本とで一致する場合」は、その語はすべて「日本語としても使える中国語」と見なすべきであると主張する。たとえば「哲学」は中国語で「zhexue」と発音され、日本語では「てつがく」と発音されるが、安里にとつて、「zhexue」という発音ではなく「哲学」という文字の方が根源的な「漢語（中国語）」であるだろう。「zhexue」や「てつがく」という音は、共に「哲学」という文字言語を表す「表字音声」であると言える。言語的に考えるなら、音声としての中国語の「zhexue」と、日本語の「てつがく」

のどちらが「哲学」という文字言語にとつて固有のつながりを持つかは判断できない。しかし「哲」も「学」も中国起源の文字である以上、文字的に考えるなら、「哲学」はそれが文字言語的な語彙に属している限りにおいて、中国語である。

安里は音声ではなく文字の側から言語を理解することによって、近代日本が東アジアを差別してきた構造を解体しようとする。それはあくまで書くことの水準における闘争である。

しかし、中華人民共和国にたいする「支那」の語の使用に関しては、中国人に四分の三、日本人には四分の一の権利しか認められないと考える。なぜなら、「支那」も日本独自の表記という意味では「半日本語」といえるが、それが漢字である以上、中国人にたいしては残りの半分の半分、すなわち四分の一の権利をすでに譲り渡しているといえるからである。だから、「中国」と書きたがらない日本の一部の物書きが、「支那」とは書かずに「シナ」や「チャイナ」と書くことには、「支那」が出版慣行上「差別語指定」されているということ以上に、中国にたいする言語・文化的コンプレックスに起因するナショナリスティックな心情がこめられているのである。すなわち漢民族にたいして大和民族が対抗しようる、語形上の半分の権利——「片仮名」という（名が体を表す）文字が「日本固有の文字」と仮定しての話だが——にしがみついて譲らないという、島国根性丸出しの、こころのせまい意地を張っている、ということである。しかもそ

の際、自覚されているのは漢民族にたいする対抗心のみで、前述のように英語表記 (China) にたいする言語的主権の放棄はまったく意識されていないのも、つねに自国政府による「近代化」という名の欧化政策と歩調を合わせてきた日本知識人特有の現象として興味深い。

安里によれば「和蘭」のような中国語とは異なる(中国語では「荷兰」)「外国語の日本固有の表記(当て字)」は、「準日本語」「半日本語」と見なして二分の一の権利を認めても良いが、「支那」という当て字の場合は、それが漢字表記であることを考慮して四分の一の権利しか日本人は持たない。このことを回避するために「シナ」や「チャイナ」と「片仮名」表記にするのは、そもそも「片仮名」が漢字由来であることに目をつぶった姑息な「島国根性」ということになるだろう。しかも特に「チャイナ」と書くことは、「英語表記 (China) にたいする言語的主権の放棄」につながる。

「中国にたいする言語・文化的コンプレックス」とは、日本がその書記文化を全面的に中国に負ってきたことへの劣等感であり、明治維新以後の日本はこの劣等感を解消するために東アジアにおいて最も「近代化」|| 「欧化」を推進し、そして欧米を模倣してアジアを侵略した。更に敗戦後も日本の知識人と庶民大衆は「紅軍が皇軍を打ち破ったこと」を認めず、「日本が負けた相手はUSA(だけ)」と安心して、「その「文明開化」以来の「脱亜||奪亜」イデオロギーに浸された差別的地盤を強固にしている」。

日本が第二次世界大戦においてどこに「負けたか」については、さまざまな言説がある。与那覇潤は日中戦争を「日本と中国のあいだの「文明の衝突」とし、それは「中華の伝統たるグローバルな正戦論」と「日本の江戸時代型軍事動員」の戦いだつたと考える^(四)。「そして日本はアメリカに負ける前に中国に負けた」とされるが、というのも「アメリカとも戦わないと中国との戦争を続けられなくなった時点で、すでに負け」だからである。

誰に「負け」たかは結局レトリックの問題に過ぎないが、ここで与那覇が第二次大戦当時の「中国」を蒋介石の国民政府と毛沢東の共産党の双方の意味で使っていることは、現代日本の標準的な価値相対主義的姿勢を示している。これに対して安里は、「紅軍」という言葉を用いる事で断固として毛沢東の共産党のみを唯一の「中国」として提示する。この身振りが示すのは、東アジアにおいて、共産主義は未だ客観的なイデオロギー中立的な認識の対象とはなりえず、第二次世界大戦において日本が誰に「負け」たかを判断することは、依然として特定のイデオロギーへのコミットなしには不可能だということである。

ここで安里が、「漢民族にたいする対抗心」と書いてたとえば「中華民族にたいする対抗心」と書いていないことは、偶然ではない。安里は「中国」を「漢民族」だけの国家として扱い、「少数民族」を見ない。「支那」と書く「日本の一部の物書き」が差別的であるのは確かだが、彼らの「対抗心」には単に「漢民族」に対してではなく「中華民族を僭称するする漢民族」への「対抗心」が含まれている。

もちろんそれは第二次世界大戦において「大東亜共栄圏」を作り損ねた「日本民族」のルサンチマンの所産であるが、日中戦争とは、どちらが「中華民族」であるかを競う「漢民族」と「日本民族」の争いだったと見ることもできる。そこでは「中華民族」的なもの¹¹東アジア的専制主義そのものは温存されていて、日本の共産主義者たちはそのことに盲目だった。

東アジア的専制主義は未だ思想的に総括されておらず、乗り越えられてもいない。にもかかわらず共産主義の信用失墜によって自身をリベラル自由主義と誤認しきっている二十一世紀初期の日本の言説空間の抽象性を、安里の共産主義詩は露呈させる。それは東アジア的専制主義の全面的な肯定という盲点と裏腹であるが、しかしこの盲点なしに、近現代日本の言語的差別の構造は、読者に明視されない。

3 差別を校正すること

このことは、「憲法十二条」では田中克彦に対する批判において最も徹底的に展開されている。安里は「義疏」¹²六に曰く、掌ること宜しく濫れざるべし¹³において、田中の『差別語からはいる言語学入門』¹⁴の中の「北鮮」という言葉についての解説を取り上げ、田中への手紙という形で疑問を提示する。

ある二字からなる漢字のうち、どっちが中核でどっちが添え

物かということ、ジビキではなくココロが決めるという高説に、私も半分賛成です。(中略)さてそこで、私のココロでは、先生とは逆に、朝鮮の二字は「朝」のほうが中核で「鮮」のほうが修飾的であるということに決まりました。根拠はありません。先生同様、ただあてずっぽうに、そんな感じがしたままでです。そしてこの決定は、先生の教えのとおり、ジビキに頼らず、自分のココロ一つで下したことを誓います。その上で、一生のお願いなのですが、一度だけジビキを引き合いに出して先生にご質問することをお許しください。このところがおそらく、先生と私の立場（というのもおこがましいのですが）のちがうところなのでしょうが、私はあることばについて自分のココロが決めたことでも、それが他者の苦痛や嫌悪に関わるものである場合には、自分の決定がその他者にとっても正しいと主張できるかどうかを慎重に検討すべきだとおもっています。こうした検討ぬきに、あることばについてそれが差別語であるとかないとかいうことをココロの赴くままに軽々しく口にしたり筆にしたりすることは、ことばの研究者（言語学者）はいうにおよばず、ある言語共同体に属する一個の話し手としても、非常によくないことだとおもいます。

田中は『差別語からはいる言語学入門』の「第8講 略語のサベツ効果について―「北鮮」から「ヤラハタ」まで」において、「北鮮」という語を取り上げる。田中は、「北鮮」が「朝鮮民主主義人民共和

国」の「蔑称」だという内海愛子や土方鉄などの批判に反論する。「北鮮」という言葉の批判者から見ると、それが差別的なのは、「朝鮮」という二文字のうちの、下を略すのではなく、上を取り去ってしまったところに」その本質があり、それは朝鮮人を「頭がない民族」だと蔑む意味が込められているとされる。田中はこの説を批判し、「あてずっぽうにいつてしまうと、おそらく意味の中核部の方を取り出して、添え物的、あるいは修飾的部分の方は捨てたのではなからうか」とし、「朝鮮の「朝」をとり去ったのは美濃の「美」をとり去ったのと同じ原理であって、二語のうちの修飾的部分だと意識されたからではないだろうか」と推測する。

安里は、この田中の説に対して、一方では土方の「鮮人」差別語説の論拠の薄弱さを批判しつつ、他方で言語の専門家である田中が「あてずっぽう」で差別語疑惑について語ることの浅薄さに強烈に皮肉を浴びせ、具体的に「鮮人」という語を分析する。すなわち安里は『朝鮮語大辞典』『二つの中日辞典』『漢字解字字典』という「ジビキ」を参照し、「朝鮮」という語は、「輝かしい朝の国」または「輝かしい朝廷」を意味すると推測する。従って「朝鮮」の「朝」は「意味の中核部」であり、「鮮」が「修飾的部分」であると考えられるので、田中の言葉とは逆に、「鮮人」はやはり差別語であり、田中の『差別語からはいえる言語学入門』の「第8講」は、「極悪の差別文書」であると判断される。

安里は正面から触れていないが、田中が「文字の知識はことばを見る目をくもらせ／歴史の知識の介入は話す人の判断をゆがめる」

というソシユールの音声中心主義者であり、「漢字文化」に対する急進的な批判者の一人であることは、安里と田中の対立の構造を整理するために有用である。田中は『差別語からはいえる言語学入門』の別の箇所（「第10講 「カタール」の練習問題」）で「ことばの問題は、ジビキや歴史的知識がきめるのではなくて、いま、どういう風なうけとられているか、もつとしっかりといいかえると、「話し手のココロのなかに、生きている姿はどのようなものか」ということだいいじなのである」と書いている。主体の内面に最も近い生きた現前的な「今」の「ことば」の状態を田中は特権化する。しかし安里はこの言葉をとらえて、差別語という「ことばの問題」を考えるためには「話し手のココロのなかに、生きている姿」ではなく「ジビキ」という非現前的な死んだ文字による他者の「校正」が必要であることを主張する。

田中は「鮮人」についての分析に先立って、そもそもこのような差別が生じるのは「シナ語」の特性であるとも書いている。

シナ語には、二つあるいはそれ以上の漢字をつらねて作った地名・国名などは、一つを残して他を省くという造語の習慣がある。こうして日米関係とか日墨協会（日本と墨西哥）などの語が生まれるが、といって、これらの国は特にコメやスミ、スズリなどを特産品として生きているわけではない。カナ文字のない言語では、単なる音を写そうとしても、とんでもない意味が入ってくるのを避けるわけにはいかないのである。日本語にはカ

ナ文字があるのに、中国でつけた字をそのまま輸入したからこんなふうなことが起きてしまうのである。

田中は「鮮人」のような差別語が生まれるのは、「日本語にはカナ文字があるのに、中国でつけた字をそのまま輸入したから」だと言う。それでは「朝鮮人」ではなく「ちようせんじん」と表記したら、「せんじん」と略されることはなくなるのだろうか。「ちようせんじん」は「朝鮮人」の音読みに過ぎないので、大和言葉としてはたとえば「こまびと」と言えば良いのか。そうすれば差別語は消えるのか。

安里は田中の本のこの部分については言及していないが、「憲法十二条」に即して考えるなら、「中国にたいする言語・文化的コンプレックスに起因するナショナリスティックな心情」の典型として批判するであろうことは間違いない。「シナ文字」と書くくらいなら「支那文字」と書いた方がまだしも「四分の一」の使用権は主張できるかもしれない。

そもそも日本語において多くの差別語は、漢字語よりも平仮名語・片仮名語において発生する。そしてそれに対する対策は、しばしば、その仮名語の差別語を、無色透明と想像される漢字語（新たに造語されることもある）に置き換えることによって遂行される。田中は「サベツ語糾弾運動」がもたらすことがあるこのような効果を次のように批判する。

さて、糾弾されたサベツ語にかわって持ち出されるのが、サベツ文字である漢字を使つての漢語であるか、カタカナ書きの外国語であるのは、たぶん次の理由によっている。まず、代わりの語は新しくなければならぬ。前のを取り除いて、新しくしたという、そのことじたいに価値があるからだ。次には、耳になじんだ民衆的な単語よりも、漢字あるいは西洋カタカナ語で表現されたものの方が上等であるという通念によりかかっているからである。すなわち、サベツ語を追い出すためにことばそのものの中のサベツ性によりかかったおこないである。

なぜこのようになるかは、次のように説明できる。ことばは辞書に書いてあるような、単に中立的で客観的な意味を伝えるだけではなく、そのことばが、どのような感情や価値をかもし出すかも考えに入れなければならない。サベツ語のとりかえにあたっては、新しい表象が求められているのである。（第4講 サベツ語糾弾が言語体系にもたらす結果について）

田中は、「糾弾されたサベツ語」の代りに「サベツ文字である漢字を使つての漢語」や「カタカナ書きの外国語」が用いられることを新たな差別の反復であると考える。それは「耳になじんだ民衆的な単語よりも、漢字あるいは西洋カタカナ語で表現されたものの方が上等であるという」差別的な「通念」に従っているからである。田中は特にアルファベットよりも漢字を差別的であると非難する。記憶力の大小に依存し、そのことによって漢字を多く暗記している者

による漢字を知らない者への差別をもたらす漢字は、「ことばの民主主義に反する度合いがより高い」①サベツ語糾弾運動は、その結果からみると、言語レベルでとらえるかぎり民衆的というよりはむしろ反民衆的であり、②わかりやすい、いい日本語を作つて行こうという国民運動にもなれていない。③サベツ文字である漢字の多用という点からみると、エリート的、つまりエリートまがいの運動にとどまっている」。

この田中の態度は、田中自身が「エリート」そのものであることにおいて自己矛盾しているが、それはソシユールの音声中心主義者の典型的な症例でもある。ここでは「エリート」(漢字語)による「民衆」(仮名語)の差別が批判されつつ、「民衆」による他の「民衆」の差別には寛容であり、「ココロ」の自由が何より尊重される。

安里は田中のように「民衆」と「エリート」を区別しない。実際「校正労務者」は漢字の知識を人一倍所有することを求められるにもかかわらず、「エリート」ではなく下層労働者に過ぎない。安里によれば「差別発言」「差別文書」においては、「一般庶民から言論の自由を謳歌する物書きにいたるまで」、「そんなつもりじゃなかった」とか「誤解を生じさせるような言い方(書き方)をしたことは認める」等々、もともと論理的には「どんなつもり」かよくわからない形式が「ほとんど無意識のうちに」「悪用され」ている。「一九四〇年代以降生まれの日本人には、まともな「知識人」もいなければまともな「庶民」もない」のであり、「二十一世紀の日本人に、教育水準が低いといどではどういまともな感覚など望めまい」。

安里は「言論の自由」を「物書き連の放僻邪侈」であると否定する。「自由」な「言論」とは、常に特定の階級にとつてのみの「自由」であり、それは他の階級の「自由」の抑圧を目的とし、またそれによつて維持されている。安里の立場は、中立的でも客観的でもなく、安里の考える労働者階級の立場に立ったものである。そしてそれは固有の死角をはらんでもいる。

すなわち田中は、漢字は日本語だけではなく、東アジアの諸言語を抑圧して来たと批判する^(六)。朝鮮民族はハングルを全面的に使用することで、漢字の重力圏から脱出しようとしており、中国語自体が簡体字への改革などに見られるように、漢字からの脱却を志向している。田中は「漢字はすでに与えられた、「そこで行きどまり」の文字なのに対し、オト文字は「そこからはじまる」という点で、かつて骨の折れる、手ごわい文字なのである」とし、日本人は「漢字ではなく、かなにもどしたときに、はじめて、ことばの根源ⅡみなもとⅡに出会い、たどりつくことができるようになる」として、「脱漢入亜」を提唱する。

実際もし中国において漢字が全廃されてピンイン表記のみになれば、その時中国は言語的に分裂し、現在の中央集権体制を維持できなくなるかもしれない。安里の立場はこの意味では反民族自決的である。「在日沖繩系エスモポリタン」^(七)を自称する安里は、にもかかわらず最近のツイートで次のように発言している。

私が琉球独立論に心を寄せつつそれに与しないのは、国家を増

やしたくないからである。チベット独立の場合は、心すら寄せ
てない。人類滅亡のためには、人類が減らなければならぬよ
うに、国家廃絶のためには、国家は少ないほうがよい。それを
世界革命で達成できないなら、世界は中国一国になるがよい^(八)。

国家が増えることは権力が増えることであり、新たな抑圧が増え
るとのことである。従って安里的に言えば非抑圧民族は、自分自
身の国家を獲得することによってではない形で他者の国家に抵抗し
なければならぬはずである。共産主義の理想において国家は廃絶
され、すべての人間は平等になる。そこでは民族的アイデンティ
ティも消滅していなければならない。その意味では沖縄やチベットが
今更独立することは反動でしかないだろう。実際日本が最も可能性
に満ちていたのは、国家主権を失った戦後の占領時代だった。少数
民族のアイデンティティ・ポリティクスが成立するのは、共産主義
の理想から転向し資本主義の現実に屈従することにおいてでしかな
い。

安里の詩は、現代日本において正しく共産主義者であろうとする
ことが、どれだけの倒錯をばらむものであるかを具体的に示してい
る。それはたとえば世界を中国一国にすることを肯定することであ
り、中国がなお採用している漢字が体現する東アジア的専制主義に
自発的に進んで服従することである。この圧倒的な盲目をアイロニ
ーなしに引き受けることにおいてのみ、東アジアにおける「言論」
の根本的不可能は思考可能となる。

4 何が差別語ではないのか―正しく罵倒するために

「言論」あるいは「表現」は根源的に不可能である。しかし不可
能とは不自由ということではない。「言論」が不可能であるとは、「言
論」はたとえ自由であっても本質的に罪深く、汚名をまみれている
ということ、その中で罪がなく無垢であるのは「校正者」だけであ
るということである。そしてこの無垢性において、「校正者」だけが
「詩人」であり得る。「校正は内容にかかわらずわかないなり／労務者は
ダメとか人夫はペケとか／乞食はホームレスで看護婦は看護師／婦
人警官は女性警察官になるとかしくないとか／差別語を言い換える／
不快語をチェックする／高給サラリーマンの指示どおり／やれとい
われてやるだけだから気が楽なり／人にやさしい超単純軽作業―そ
れが校正なり」(「憲法十二条」の「前文―校正とはなにか」)。

「第十二条 校正無罪！ 造反有理！」において安里は、自分の
最初の「校正処女作」が、現在は「文豪族」の「小結」と言える小
林よしのりの『戦争論』^(九)だったことを告白する。安里は、「低俗
ギャグ漫画家があんな真面目腐ったもんかいてどうするら(静岡
弁)」と『戦争論』を批判し、「紅衛兵も、この本(小林よしのり『戦
争論』)に関わった校正者以外のすべての者が反革命分子の汚名を免
れないと言っている」とこの本についての自分の潔白を主張する。
そして小林に対して「バーカカーバヌートリアおまえのカアちゃん
ハクビシン！」とののしる。

安里はこの言葉を「バーカカーバチンドン屋おまえのカアちゃん
出べそという古典的罵倒語の言い換え」であると解説する（「義疏」
「十に曰く、バーカカーバチンドン屋おまえのカアちゃんハクビシ
ン！」）。それぞれ「ヌートリア」「ハクビシン」と言い換えられた「チ
ンドン屋」「出べそ」は「職業差別や身体的特徴による差別を含む表
現」であり、「業界では「不快表現」として「差別語」に準じた扱い
をするのが通例である」。安里は言い換えられた罵倒語を「哺乳類（バ
カ）―半水生哺乳類（カバ）―半水生害獣（ヌートリア）―害獣（ハ
クビシン）」という、「水」のイメージによって媒介されたシニフィエ
における連鎖的つながりの見事さにおいて、これ以上に妥当な
言い換え表現はありえないであろう」と自賛しているが、正確に言
えば、「乳」↓「水」↓「乾いた」「害獣」という連鎖において、母性的
な潤いと豊かさを干上がらせようとする邪悪な赤ん坊の欲望がそこ
に働いていると読める。

差別語の言い換えによって、他者を罵倒することができなくなる
わけではない。他者を政治的に正しく罵倒することはできるし、理
由があれば罵倒するべきだろう。その罵倒はいささか迫力がなく、
インパクトに欠けているかもしれないが、しかしもともと罵倒する
者にはそれだけの権利しかなく、それだけの権利はある。

「憲法十二条」は、この意味でポリテイカル・コレクトネスに可
能な限り徹しながら、徹底的に日本人をのしることを目ざして書
かれた詩である。綿野恵太によれば、「ポリテイカル・コレクトネス」
という言葉は、一九六〇年代以降欧米の左派の内部で「共産党Ⅱ左

翼の前衛党への皮肉な表現」として登場したが、九〇年代以後「保
守派はアイロニカルな表現であることを理解することなく、むしろ
は意図的に無視して、全体主義のイメージと結びつけることで、リ
ベラルな教育や価値観を攻撃する際にもちいた」とされる（二〇）。綿
野は「ポリテイカル・コレクトネスという言葉がメディアに登場し
た九一年に、ソ連は崩壊し、冷戦は終結していた」「保守派が「全体
主義」と呼んで批判した社会主義国家はほぼなくなっていた」と述
べるが、これは欧米中心の視点の認識であり、東アジアでは冷戦は
むしろ社会主義国家（中国、北朝鮮、ベトナム）側の勝利で終わっ
た。このためにポリテイカル・コレクトネスは、日本においては欧
米とは異なる展開をする。

すなわち日本の「保守派」による「全体主義のイメージ」と結び
つけた「リベラルな教育や価値観」への攻撃は、実際に中国や北朝
鮮が人権を抑圧する社会主義国家であり続けているために、欧米の
場合よりも効果的に機能した。日本のリベラル知識人は、冷戦が終
わったという欧米中心主義的認識を内面化しているために、目前の
東アジアの冷戦構造を否認することしかできない。

そもそも冷戦は、ヨーロッパにおいては西側の「自由主義」・「民
主主義」対東側の「社会主義」の対立として展開したが、東アジア
では西側に属していた韓国や日本・台湾は十分に「自由主義」・「民
主主義」化されておらず、特に韓国と台湾は軍事独裁政権が続いた。
そのためにヨーロッパの冷戦構造の解体後に起きたのは韓国や台湾
の民主化であり、北朝鮮や中国は天安門事件に象徴されるようにむ

しろ冷戦に勝利したと解釈できる。安里の詩は、この東アジアの西
欧とは異質の冷戦構造を徹底的に北朝鮮や中国の側の正義に立つこ
とによって容赦なく可視化する。それはその正義自体の論理によっ
て「アイロニカルな表現」を取らざるを得ない。

安里は、「義疏」十二に曰く、オッチャッピナヌンクロンケーセ
ツキガアニラオヒリョケーベクチャンイニカ」において、NHKが
一九八四年に朝鮮語講座を開設するに当たって、「なにがなんでも
「朝鮮語講座」にはしたくないという執念で、「アンニョンハシムニ
カ？ ハングル講座」という意味不明の講座名を事実上の「韓国語
（ソウルことば）講座」として通用させた」ことを「万死に値する」
と批判している。NHKは本当は「韓国語講座」としたかったのだ
が、ポルトガル語をブラジル語と呼んだり、英語が米国語と呼ぶこ
とが不当であるのと同じ意味で、朝鮮語を「韓国語」と呼ぶことは
不当であり、やむなく「ハングル講座」という奇妙な名称を用いた。

この名称は朝鮮語に対する日本人の認識を混乱させ、「ハングル文
字」（「ハングル」は朝鮮語で「大いなる文字」の意味である）、さら
には「ハングル語」という異形の言葉を生み出し、流通させた。

ここで安里が指摘している「朝鮮語」か「韓国語」かという問題
は、東アジアの冷戦構造が生み出したものであるが、一九九〇年代
以降、次第に「韓国語」は日本において「朝鮮語」に取って代わっ
て行く。たとえば一九九三年に刊行された『朝鮮語辞典』は、二〇
一八年に改訂され、『小学館 韓日辞典』と名称が変わる。このこと
について後者の編者による「まえがき」には次のような説明がある。

読者の中には、書名が「朝鮮語辞典」から「韓日辞典」にか
わり、「朝鮮語」と「韓国語」はどう違うのかと疑問をもたれた
方もいらつしやるかもしれません。しかし、元々は同じ言語で
あり、英語では Korean language と呼ばれているものが、一方
では「韓国語」、他方では「朝鮮語」と呼ばれています。以前か
ら日本ではこの言語に対して「朝鮮語」という名称が使われて
きましたが、日本と韓国の国交が正常化した一九六五年以降、
日本からの留学生のほとんどが韓国に留学したこともあり、「韓
国語」という名称を使用する人が少しずつ増えてきました。ま
た、2002年度から大学入試センター試験に「韓国語」が導
入されて以降、現在では「韓国語」という名称が広く使われる
ようになってきています。

「韓国語」と「朝鮮語」の区別は言語学的なものではない。それ
はそれが所属している国家（大韓民国と朝鮮民主主義共和国）によ
る区別である。そしてその二つの国家は互いに正統性を主張し、両
立できない。それは「韓国語」と「朝鮮語」が両立できないとい
うことである。ここで編者は政治的判断を避け、現在の日本において
「韓国語」を用いる人が多いというポピュリズムの理由で説明して
いる。指標として喚起されるのは一九六五年の日韓条約、二〇〇二
年の大学入試センター試験における「韓国語」の導入であり、日本
国家は大韓民国に一貫してコミットして来た。

英語の使用者であれば、「韓国語」と「朝鮮語」は共に Korean language であり、両者のどちらを選ぶかという問題は生じない。選択の問題が生じるのは、日本語使用者が漢字を使用しているからである。そして日本人は漢字から簡単に逃げることはできない。日本語から漢字を除去することが望ましくないのは、美的な理由ではなく、それが日本の東アジアに対する植民地責任からの逃避になるからである。「朝鮮語」を「ハングル」と言い換えることは、差別語を別の言葉に言い換えることとは違う。後者は差別を解消しようとするが、前者は差別を新たに作り出す。「朝鮮語」と「朝鮮人」が日本において差別語であるとしても、それは「韓国語」「韓国人」と言い換えて解消するのではなく、端的に「朝鮮語」「朝鮮人」への差別を止めることで解消するべきだろう。

5 黙説法と拒説法

安里は更に「韓国人」に対しても警告する。日本人にとって「韓国人」とは「臭い」「朝鮮人」に被せたフタのようなものでしかなく、「目障りな朝鮮人」の遮蔽物として、「韓国人」がいいように利用されているにすぎない。従って「韓国人」が日本人に対して取るべき態度は、日本人に「韓国語」を使用する「韓国人」と呼ばれて満足するのではなく、自分は「朝鮮人」であり「朝鮮語」を使用しているのだと主張するべきである。安里は在日朝鮮人社会学者の郭基煥の「責任としての抵抗」という概念(二)に依拠し、特に拉致事

件の発覚以降日本において「北朝鮮表象」が否定的なものに塗り込められる一方、「韓国表象」が韓流ブームなどによって肯定的なイメージでもはやされることに抵抗することを呼びかける。

こうした〈抵抗〉のなかで、「朝鮮」の使用を躊躇し口ごもる日本人をひとり残らず糾弾し、ツルシ上げるのでなければならぬ。さもないと、〈自衛隊は軍隊ではない〉〈天皇は元首ではない〉〈昭和憲法は欽定憲法ではない〉という、日本人特有(得意)の言語政治、すなわち〈そうであるものをそうでないとはいくるめること〉によってそうあらしめつづける。陰険・狡猾な言語政治が、〈韓国人は朝鮮人ではない〉と声明し、〈だから韓国人は差別しない〉と黙説することで、公共的・表向きの言動とは裏腹に、「韓国人」を〈民族的にはしよせん(北と)同じ朝鮮人〉として差別させることに、「韓国人」みずからが手を貸すハメになるであろう(「義疏」十二に曰く、オッチャッピナヌンクロンケーセッキガアニラオヒリョケーベクチャンイニカ)。

安里は日本人の「陰険・狡猾な言語政治」の本質を「黙説」に見る。それは言いたいことを明示的に言わないことによって言うレトリックである。安里によれば日本人の「言語的構造」は、「言明レベル(建前)・黙説レベル(本音表層)・狭義の本音もしくは無意識レベル(本音下層)」の「三枚舌」からなり、それは「韓国人」に対しては〈韓国人は朝鮮人ではない〉⇕〈だから韓国人は差別しない〉⇕〈民族

的にはしよせん(北と)同じ朝鮮人)、日本国憲法に対しては「平和憲法」自衛隊は軍隊ではない↓朝鮮征伐衝動(リビドー)、「韓国語」に対しては「ハングル」↑ハングル語ではない↓ハングル語としての「韓国語」として現れる。

この「三枚舌」構造を破壊するためには、「本音」と「建前」の使い分けを許さない、いかなる黙説法も用いない直線的な言説でなければならぬ。それがたとえこの詩の最後に放たれる「庆祝马克思诞生二百年／朝鮮民主主義人民共和国建国七十周年」という言葉である。この言葉には「本音」も「建前」もない。この言葉の背後に内面を読みとることは拒絶されている。これらの言葉は自分自身について何も説明せず、自分についての問いかけに何も応答しない。応答は拒否されている。それは黙説法ではなく、仮に「拒説法」と呼ぶべき虚のレトリックである。「拒説法」とは、世界全体についての問いに応答することを拒絶しつつ、自己が関与する部分的な正義にのみ応答するレトリックと定義できる。

郭基煥は日本における「北朝鮮表象」と「韓国表象」の差別的扱いを次のように述べている。

北朝鮮に関してはそれが意図しない(あるいは決して同意しない)と見込まれる)否定的な相を探り出し、その本質を示すものとして表象し、韓国に関しては、それが意図している(あるいは同意すると見込まれる)肯定的な相をその本質を示すものとして表象するという実践。ここにあるのはポストコロニアル

研究でいうところのマニ教的善悪二元論の、ちょっとした変種だ。朝鮮半島の南半分を、「中心」としての日本の仲間に加え、その結果、半分に縮小された「周辺」(＝北朝鮮)には、より濃厚な否定性が付与されているのだ(二二)。

郭は、日本人が北朝鮮について「それが意図しない(あるいは決して同意しないと見込まれる)否定的な相を探り出すことを批判するが、それでは北朝鮮が同意する肯定的な相とはどのようなものかを明示することはない。郭は「北朝鮮表象」が「核兵器を外交カードに用いる全体主義国家」「秘密工作員」といったイメージの「恐ろしさ」と、「金正日マンセー」と集団的に絶叫する「人民」や、「キップンチョ(喜び組)を組織して悦に入っている金正日の幼稚さ」とが分裂していると指摘しているが、両者は別に対立していない。「金正日マンセー」は「天皇陛下万歳」の反復であり、「キップンチョ(喜び組)」は慰安婦表象の反復であって、両者は「幼稚」であると同時に恐ろしいものであり、「幼稚」だから恐ろしくもある。マルクスは、ブルジョワ社会に流通する共産主義の幽霊の物語に対して、真実の物語を語ると高らかに宣言したが、郭は、日本社会に流通する北朝鮮の物語に対して、それに代わる真実の北朝鮮の物語を語ることを拒絶する。

この「拒説法」は、郭が「金正日マンセー」や「キップンチョ(喜び組)」を肯定していること、「秘密工作員」を日本に差し向け「核兵器を外交カードに用いる全体主義国家」としての北朝鮮を肯定し

ていること、「基本的人権」に否定的であるといった印象を、日本人に対して「黙説」する危険を誘発する。日本社会でそのように思われることは、とりわけ知識人としては致命的な孤立と暴力の恐怖を味わうことになる。しかしあくまで「拒説」し続けること、北朝鮮の人権問題については日本人に絶対に語らないことを郭は志向する。そして郭は、この「拒説法」を共有する日本人に対しては、友愛の可能性を認める。

最後に、この文章が日本語で書かれている以上、盗聴器の向こうの日本人に言わねばならない。——もしもあなたが不条理の世界の住人であることを拒むのならば自分の仲間を売ることだ。自分自身が植民地主義に唱和しないことは、不条理の世界の住人であることの否定にはならない。生活のあらゆる場で、植民地主義的言説が現れた、その都度に、それに歯向かうことだ。自分の方に暴力が向かってくるかも知れないという恐怖の中で歯向かうことだ。在日が促される形での抵抗をなざることだ。それでも倒れないとき、そのときだけ、我々はあなたを不条理の世界の住人でない者として、そしてもしかすると、友としてさえ認めることができるだろう。

この文章は日本語を理解する在日朝鮮人に向かって書かれているのであり、従って日本人がそれを読むことは「盗聴」であると郭は断罪する。確かにもしこの文章が朝鮮語で書かれていれば、それを

日本人が翻訳して読むことは「盗聴」という隠喩にふさわしいものになるだろうが、商品として容易に入手可能な本の中の日本語の論文である以上、それを日本人が読むことを「盗聴」と呼ぶのは被害妄想のようにも見える。だがそのようなありうべき反論に応答することをすべて拒否したところにこの文章の「拒説法」はある。

そしてこの「拒説」的テキストは、それでもその言葉を聴こうとする日本人「あなた」に対して、その言葉を聴こうとしない他の日本人を「売る」こと＝裏切ることを求める。郭の論理を徹底して貫くなら、それはたとえば「あなた」が日本人拉致被害者は全員死んだと告げて拉致問題は解決したとする北朝鮮の言葉を、その裏の真実を読み取るのではなくそのまま信じて見せること、あるいは「あなた」が北朝鮮人民が圧政に苦しんでいるという日本の報道を信じることなく、かつて大日本帝国の統治下で三・一運動を起こした誇り高い朝鮮民族が金一族を倒さないのは、北朝鮮政府がそれだけ素晴らしいからであると信じていることである。そうした類のことを公言した時、他の日本人は、「あなた」に対して「友」から「敵」に変貌するだろう。日本の中で日本人を「敵」とすることの恐怖（在日朝鮮人が否応なしに強いられる恐怖の反復）を「あなた」はその時味わうはずであり、そのような「あなた」であれば（あくまで微かなカフカ的可能性として）「友」となりうるかもしれない。

郭を高く評価する安里は、それでは在日朝鮮人や日本人に対してどのような意味で「友」あるいは「敵」たりうるのか。安里は父方の祖父がペルーに移民した沖縄出身者であり、ペルー国籍の父はペ

ルーから沖縄に戻り、更に東京に移ってそこで「江戸以来の素町人」の血筋を引く母と出会い、安里を生んだ^(二三)。安里は東京生まれの東京育ちだが、十九歳の時に日本国籍を取得した後も二十二歳までにしなければならぬ法務大臣に対する国籍選択の宣言はしていない。安里には在日朝鮮人にとつての朝鮮総連のような、日本のマジオリティに対抗するためのアイデンティティの拠り所となる組織はない。安里にあるのは「共産主義」という世界的な抽象的理念だけである。

安里は前述の通り小林よしのりの『戦争論』を批判する一方で、『ゴーマニズム宣言』以前の初期の漫画『おぼっちゃまくん』を高く評価し、作品の中で「ともだちんこ(＝友達)」とされる作中主要登場人物同士が交わす特殊な挨拶言葉、すなわち「ちんこにわ(こんには)」「うんこばわ(こんばんは)」「あけまんちんこには(あけましておめでとう)」「おたまんちんこには(おたんじょうびおめでとう)」「等の言語破壊的なネタが「標準語」とされている」ことを「革命的」だったと評価している。安里にとつて「友」とは「ともだちんこ」であるしかない存在であるが、郭にとつて「友」は日本という「不条理の世界」から離脱した理性的で「条理」的な存在である。この意味で、安里の「友」と郭の「友」とは相容れない。安里には郭の「恐怖」がない代わりに、「笑い」がある。この「笑い」において安里は現代日本における唯一の諷刺詩人たり得ている。

郭に笑いがなく悲劇的な「恐怖」だけがあるのは、郭が民族的アイデンティティだけを信じていて共産主義を信じられないからであ

る。安里は共産主義を信じるが故に、マルクス生誕二百年、朝鮮民主主義人民共和国建国七十周年、更にはロシア革命一〇〇周年を祝い、そこにユーモアを醸し出すことができる。もちろんその笑いは、多くの人にとつて民族的アイデンティティを脅かす笑えない笑いであり、笑いを凍り付かせる笑いであるだろう。

「義疏」の末尾は「あけまんちんこには／今年も全員死んで下さい」という言祝ぎ^(二四)呪いの言葉で締め括られる。この「全員」とは、「オツチャップピナヌクロンケーセッキガアニラオヒリョケーベクチャインニカ」(「いずれにせよ私はこんな犬畜生ではなく、むしろ犬殺しなので」)という安里が作った「朝作文」(朝鮮語の作文)に照して考えるなら、「犬畜生」^(二五)「物書き」全員であり、そしてこの犬どもに「×」をつけ「トル」(取る^(二六)殺る)と宣告するのが、「犬殺し」としての校正者の使命ということになる。

六 半分の正しさをめぐって

ただしそれはあくまでも宣告であつて、実行ではない。安里は、「女が壮絶な顔つきをしてばたつくと『修羅場』と言つたりする」という文章(書き手は「日本語の使用法に小姑的インネンをつけて喜ぶ陰湿な物書き」とされる^(二七))において、文脈上「壮絶」は「凄絶」または「悽絶」の誤りであると指摘する(第七条 演習α―校正の基本(ワープロ出現以降)^(二八))。しかし安里は「明らかな誤用だからといって赤字で直したりしてはいけない」とも言う。「文の修正はどんな

バカでもその書き手に委ねるのでなければならぬ」のであり、「ゆえに校正としてはエンピツで控えめに指摘するのみである」。

この「控えめ」さこそ、安里の詩をその見かけのアナキーさと別に詩たらしめている「意境」の本質と言える。たとえ「壮絶」が「凄絶」または「悽絶」の誤りであることが一〇〇パーセントの正しさを持つとしても、それはやはり半分の正しさしか主張できない。エンピツ書きの指摘はちょうどフロイトの「マジック・メモ」のように後から消しゴムで消される運命にあるのであり、校正者は決して物を書くことはない。物を書くことは筆禍を招いて死を引き寄せる危険があるが、「誤診や誤審で人が死んでも／誤植や誤字で人は死なない」のであり、「校正とは、文を活かし、人を生かす／古来活文人之業といわれ尊ばれてきたゆえんである」（第一条 校正の歴史と物書きの習性）。

安里の詩を読むことは、半分であることを体験することである。それは安里がペルーと日本、沖縄と東京の間で半分的であるというだけではない。安里は徹底的に「男の子」として詩を書くのであり、そのミソジニ的テキスト（安里にとつて共産主義は、自身のミソジニーを許容してくれるイデオロギーであることにおいて肯定の対象となる）を読む読者は自身が半分の性の人間であることを自覚せざるを得ない。たとえミソジニーを批判するフェミニストであつても、彼女あるいは彼はやはり半分であるしかない。そして何より半分なのは日本語である。安里は田中克彦のように完全な日本語を目ざすのではなく、この日本語の断片的な性格を謙虚に肯定する。

ただ既に述べたようにそこには、東アジア的専制主義の亡霊が憑依している。安里は日本国憲法を「欽定憲法」と定義することで、「八月革命」を否認する。

天皇の潜在主権 (residual sovereignty) が〈大日本帝国の実在〉を意味するならば、そうした実在を観念的に止揚するには、観念的の革命、すなわち架空の「革命」を永久に対峙しつづける以外にないとするニヒリズムが、「大日本帝国の実在よりは戦後民主主義の虚妄に賭ける」と称する、戦後左翼に不朽の人気を今なお誇る「永久革命としての民主主義」なるものの正体にはかならないが、こうした意識的（革命的？）民主主義および平和主義を無意識的天皇制によって担保する―声高な憲法第二章（九条）擁護を暗黙の一章（一―八条）擁護によって担保する―「民主主義の虚妄」の文学的対応物こそが、「不逞士人の民主的作文」としての「戦後文学」なのである。「戦後詩」としての現代詩が、小説とともにその主要な担い手であることはいうまでもない（四に曰く、不逞士人の民主的作文を以て戦後文学と為す）。

安里は、日本国憲法は「改正大日本帝国憲法」であると見なす。実際それは昭和天皇の承認のもと帝国議会で改正されて成立したのだから、形式的にはその通りである。しかし戦後の「左翼」と「右翼」は共にそのことを無視し、「左翼」は「占領軍と天皇による合作

のもとに「主権者」に仕立て上げられた帝国臣民をあたかも「革命」によって主権を奪取した「国民」であるかのように幻視する虚妄に賭け、「右翼」は「天皇を事実上あたかも占領軍の手先か使い走りのようにみなす」ことよって、「不敬」を犯しつつ、戦後の言説空間を作り上げる。「日本の「左翼」と「右翼」とは、ともに天皇を踏みつけにした土俵（民主主義）の上で格闘し合う、東西力士の醜名にすぎない」のであり、三島由紀夫だけがこの構図を見抜き、「戦後日本人が〈不敬のまどろみ〉から真に覚醒するとすれば、それは軍による天皇主義クーデター〈第二王政復古の、号令〉か、さもなければ労働者人民による観念的でない革命〈共産革命！〉によるほかにいこと」を洞察していた。

安里は、「八月革命」説に支えられた戦後民主主義を超越する道として、天皇の全面的な復権か、それとも天皇制の廃止かの二つを示す。そして天皇制の廃止は共産主義革命によってしか遂行できないと考える。なぜなら明治維新以後、日本の資本主義は天皇制の肯定において展開して来たからである。

だがこの安里の認識には死角があり、半分の正しさしか持ち得ない。確かに明治以後の日本は資本主義国家として十全な展開を遂げて来たかもしれないが、自由主義と民主主義が十分に展開されたとは言えない。現在の日本社会においても安里が言う通り天皇に「潜在的な主権」があるのだとすれば、それを倒すのはやはり共産革命ではなく市民革命でなければならない。現在の中国が示すのは、市民革命不在の共産革命は、資本主義と野合して生き延び、そして逆に

資本主義を生き延びさせるということである。

結局安里は「天皇を踏みつけた土俵（民主主義）」の代りに、戦後民主主義を踏みつけた土俵（東アジア的専制主義）を設定し、その上で三島の「右翼」と自身の考える「左翼」に相撲を取らせようとしている。安里は「市民」であることを拒絶するが、その結果前近代的な権威に自己を仮託する。「憲法十二条」は、日本のナショナリズムの起源である聖徳太子の十七条憲法に対抗して書かれた^(一四)。そこにおいて詩人は自らを「校聖」と名乗る。聖徳太子が中国の皇帝に対して対等であろうとしたその傲慢さを批判し得るのは、名分を明らかにする儒教的な「聖人」の位相に立つしかない。それ以前の安里のプロレタリア詩は、天皇に対して共同体内の「王殺し」的な反抗の論理によつて書かれていたと言えるが、「憲法十二条」は、天皇に対してより根源的な外部の権威を仮構することで盲目的に天皇の「皇帝」的側面を撃っている。

この権威とは、漢字文化の権威である。天皇制を廃止する最も具体的な方法は、漢字・仮名・日本語を廃止し、英語を母語とすることだろう。だがそれは自身の全身を失うことでもある。問題は全身を失ったり獲得したりするのではなく、半身のままいかに運動するかにある。

《注》

- (一) 安里は一九六九年に東京で生まれ、中学二年で左翼運動をこころざし、十五歳で民青に入るが、幻滅して中核派の三里塚闘争に参加し、高校を中退。その後武井昭夫の「活動集団・思想運動」に参加した。一九八八年十二月に安里健名義で、最初の詩集『現代御伽噺』（潮流出版社）を出版し、それによって八九年に新日本文学賞を受賞した。その後法政大学に入学、中退、再入学し学生運動・労働運動に参加、二〇〇二年十二月に第二詩集『詩的唯物論神髓』（スペース伽耶）を出版。その後ハンゲル検定準2級に合格し、安里明名義で二〇〇六年十二月『悪い詩集 又は詩的唯物論神髓の大盛』（スペース伽耶）、二〇一〇年二月に『名詩・産ス名』（スペース伽耶）を出版。二〇一三年十一月にインタヴュー「プロレタリア詩人・安里運動以前史」（『子午線—原理・形態・批評』二号）、二〇一八年六月に「ロシア革命一〇〇周年記念ツイート」「主体百六年冬十二月丁酉校聖親肇作憲法十二条—実例と演習で学ぶ校正入門 一步前（一）」「憲法十二条義疏—主体百六年冬十二月丁酉校聖親肇作憲法十二条注疏之大盛」（『子午線』六号）を発表。
- (二) 「正名と自然」、『悪文の初志』（一九九三年十一月）所収。
- (三) 『ハンゲルの誕生』、平凡社新書、二〇一〇年四月。
- (四) 『中国化する日本』、文藝春秋、二〇一一年十一月。
- (五) ちくま学芸文庫、二〇一二年六月。
- (六) 『言語学者が語る漢字文明論』、講談社学術文庫二〇一七年八月。
- (七) 「わ印自註自解実録重層夢」註3、『名詩・産ス名』（注一参照）所収。
- (八) 安里 服 @SUGURIKAWAYIOW、二〇一九年六月十九日。このツイートは現在消去されているが、安里の思考の構造を端的に示していると考えられるので、引用する。
- (九) 『新・ゴーマニズム宣言SPECIALLY 戦争論』、幻冬舎、一九九八年六月。
- (一〇) 『差別はいけない』とみないけれど』、平凡社、二〇一九年七月。
- (一一) 「責任としての抵抗—ファノン、レヴィナス、李良枝を中心に」、野村浩也編『植民者へ—ポストコロニアニズムという挑発』（二〇〇七年十一月、松籟社）所収。
- (一二) 注一参照。
- (一三) 安里の経歴については「プロレタリア詩人・安里運動以前史」（注1参照）における安里自身の発言を参照。
- (一四) 「主体百六年冬十二月丁酉校聖親肇作憲法十二条」という題名は、『日本書記』の推古天皇十二年「夏四月丙寅朔戊辰皇太子親肇作憲法十七條」を踏まえており、「義疏」の各項目は、「一に曰く、篤く三宝を敬え」も十七条憲法の「二に曰く、篤く三宝を敬え」のパロディである。